

安全性の指標

● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2016年度のリスク管理債権合計は、5,708百万円で、貸出金残高625,538百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.91%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が267百万円、「延滞債権」が、5,208百万円、「3カ月以上延滞債権」が230百万円、貸出条件緩和債権が1百万円となっています。

リスク管理債権合計5,708百万円に対して、担保・保証等による回収見込額が5,260百万円となっています。また、「貸倒引当金」を446百万円引当てています。その結果、保全額は、5,707百万円となり、リスク管理債権の99.98%をカバーしています。

(単位:百万円)

区分	2015年度末	2016年度末
リスク管理債権 合計 (A)	5,377	5,708
破綻先債権	215	267
延滞債権	5,014	5,208
3カ月以上延滞債権	146	230
貸出条件緩和債権	1	1
保全額 (B)	5,373	5,707
担保・保証等による回収見込額	4,912	5,260
貸倒引当金	461	446
保全率(B)/(A) (%)	99.94	99.98
貸出金残高 (C)	628,180	625,538
リスク管理債権比率(A)/(C) (%)	0.85	0.91

注)原則として、保全率は100%を上限として記載しています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のごとで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の自己破産などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のごとです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のごとです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のごとです。
「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のごとです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経済的再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のごとです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のごとで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のごとです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のごとです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

● 金融機能の再生のための

緊急措置に関する法律

第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2017年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	2015年度末	2016年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	5,411	5,737
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,514	1,712
危険債権	3,749	3,793
要管理債権	148	232
保全額 (B)	5,376	5,707
担保・保証等による回収見込額	4,912	5,261
貸倒引当金	464	446
保全率(B)/(A) (%)	99.35	99.48
正常債権 (C)	623,730	620,637
合計(D)=(A)+(C)	629,141	626,374
金融再生法上の不良債権比率(A)/(D) (%)	0.86	0.92

注)1.原則として、保全率は100%を上限として記載しています。
2.金額は決算後(償却後)の計数です。
3.単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のごとです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が破綻の状態には至っていないものの、財務状態・収入状況が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のごとです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のごとです。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のごとです。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のごとで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のごとです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のごとです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。